

2015年度評価シート

項目	2014年度 目標	2014年度 実績	2015年度 目標	2015年度 実績
① 女性の活躍推進に向けたデータベースの掲載企業数 ※1	—	1,184社	2,000社	2,192社
② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク取得）企業数※2	2,000社	2,138社	2,300社	2,484社
③ 男性の育児休業取得率※3	4%	2.30%	4%	2.65%
<p>(備考)</p> <p>※1 「女性の活躍推進企業データベース」掲載企業数</p> <p>※2 雇用均等室による法施行状況調 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定・実施し、厚生労働大臣による認定を受けた企業数</p> <p>※3 厚生労働省「雇用均等基本調査」(2015年度) 5人以上規模事業所で2013年10月1日から2014年9月30日までの1年間に配偶者が出産した者に占める育児休業取得者(2015年10月1日までに育児休業を開始した者)の割合</p>				
2015年度目標設定における考え方				
<p>① 女性の活躍推進に向けたデータベースの掲載企業数</p> <p>・平成28年2月に内閣府の「女性の活躍『見える化』サイト」と厚生労働省「女性の活躍・両立支援総合サイト」を統合し新設した「女性の活躍推進企業データベース」において、企業における女性の活躍状況に関する情報公表を促進し、女性活躍推進法の円滑な施行を目指すため、内閣府のサイト登録企業数(1,184社)を踏まえ2,000社と設定した。</p> <p>② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク取得）企業数 少子化社会対策大綱(2015年3月20日閣議決定)に定められた目標(2020年までに、くるみん認定企業数を3,000社とする)を踏まえ、2,300社を目標とした。</p> <p>③ 男性の育児休業取得率 2014年度に設定した4%の目標を達成できなかったことから、引き続き目標を4%に据え置くこととした。</p>				

施策実施状況

(2015 年度に実施した主な取組)

- ① 女性の活躍推進に向けたデータベースの掲載企業数
 - ・ 女性活躍推進法の施行に向けた周知
 - ・ 女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業等（予算額：約 1.1 億円）による関係事業の推進
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク取得）企業数
 - ・ 次世代育成支援対策推進法の施行のための周知
 - ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、実施、認定の促進
- ③ 男性の育児休業取得率
 - ・ 育児・介護休業法の周知啓発
 - ・ イクメン企業アワード、イクボスアワードの実施による社会的気運の醸成

2015 年度施策実施状況に係る分析

- ① 女性の活躍推進に向けたデータベースの掲載企業数
 - ・ 女性活躍推進法の成立（2015 年 8 月 28 日）に伴い、法の周知を進めるとともに、法施行前から「女性の活躍推進企業データベース」への掲載を促進したことから、2015 年度末時点での掲載企業数は 2,192 社となり、目標を達成した。
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク取得）企業数
 - ・ くるみん認定企業数は 2015 年 9 月末に 2,326 社となり、目標の 2,300 社を達成し、2016 年 3 月末現在で 2,484 社となっている。また、行動計画の計画期間が終了した企業数に対する認定企業数の割合は、301 人以上企業は 11.6%、101 人以上 301 人以下企業は 2.2%となっている。
- ③ 男性の育児休業取得率
 - ・ 2014 年度実績の 2.3%に対し、2015 年度は 2.65%と取得率は上昇したが、目標の 4%を達成することができなかった。
 - ・ 男性の育児休業取得率は近年上昇傾向にあり、2015 年度は過去最高となったが、依然低水準にとどまっている。
 - ・ 2015（平成 27）年度に実施した調査（仕事と家庭の両立に関する実態把握のための調査）で育児休業を取得しなかった理由を調査したところ、男性は「職場が育児休業制度を取得しづらい雰囲気だったから」が 26.6%と最も高くなっており、男性の育児休業について社会的気運の醸成や、制度を利用しやすい職場環境の整備がいまだ不十分であると考えられる。

施策の達成状況を踏まえた評価及び今後の方針

① 女性の活躍推進に向けたデータベースの掲載企業数

- ・ 昨年度は、女性活躍推進法の円滑な施行を図るため、法の周知や、女性の活躍推進に関する企業情報について自発的な情報公表の促進に取り組んだ結果、「女性の活躍推進企業データベース」において、女性の活躍状況に関する情報公表を行う企業数は2,192社となった。
- ・ 今後は、女性活躍推進法が全面施行されたことを踏まえ、301人以上の企業については、法に基づく取組が着実に実施されるよう働きかけ等を行うとともに、行動計画策定等が努力義務である300人以下企業についても、助成金の支給や中小企業への支援事業等を行うことにより女性活躍に向けた取組を促進してまいりたい。

② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク取得）企業数

- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業は着実に増加しているが、2015年3月20日に閣議決定された少子化社会対策大綱で、「従来からの認定制度（くるみん）に加え、特例認定制度（プラチナくるみん）を活用し、企業による次世代育成支援の更なる取組を促進する」と盛り込まれ、2020年までのくるみん取得企業を3,000社とする数値目標が設定されたところである。
- ・ そのため、引き続き認定制度や認定企業に対する税制上の優遇措置について周知を図り、企業がくるみん認定やプラチナくるみん認定を目指して次世代育成支援の取組を推進するよう、機会を捉えて働きかけを行っていく。また、101人以上300人以下企業における認定企業割合が特に低いことなどを踏まえ、都道府県ごとに認定企業全体に占める中小企業の割合を把握し、割合が低い都道府県においては、企業の認定取得の促進に向けた取組を強化する。

③ 男性の育児休業取得率

- ・ 男性の仕事と育児の両立支援は、育児をしたいという男性の希望の実現のみならず、配偶者である女性の継続就業や出産意欲への影響という点でも重要であり、「ニッポン一億総活躍プラン」でも「男性の家事・育児・介護等への主体的参画を促進するため、男性の育児休業等を促進する企業へのインセンティブの提供、国民的気運の醸成、更なる促進策についての総合的な検討を行う。」と盛り込まれているところである。
- ・ このため、引き続き、配偶者の出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度育児休業を取得できることや、パパ・ママ育休プラス等男性の育児休業取得促進策を盛り込んだ育児・介護休業法の周知を徹底するとともに、イクメン企業アワードやイクボスアワードを実施することにより、育児休業を取得しやすい職場環境の整備や、社会的気運の助成を図っていく。

- ・ また、2016（平成 28）年度より、男性の育児休業の取得促進のため、出生時両立支援助成金を創設したところであり、男性の育児休業取得促進に取り組む企業を後押ししていく。

分科会委員の意見

- 女性活躍推進法について、中小企業も含めた企業の取組が一層促進されるように周知をしっかりと進めていただきたい。
- 男性の育児休業取得率について、抜本的な対策も考慮しつつ、引き続き4%の目標値は設定していく必要がある。
- 男性の育児休業取得率について、低いままの数字を見ていると男性が育児をしていないかのように見えるが、育児休業ではないものの何らかの休暇制度を利用して育児をする人は増えており、今後はそのような数字の把握も検討してはどうか。